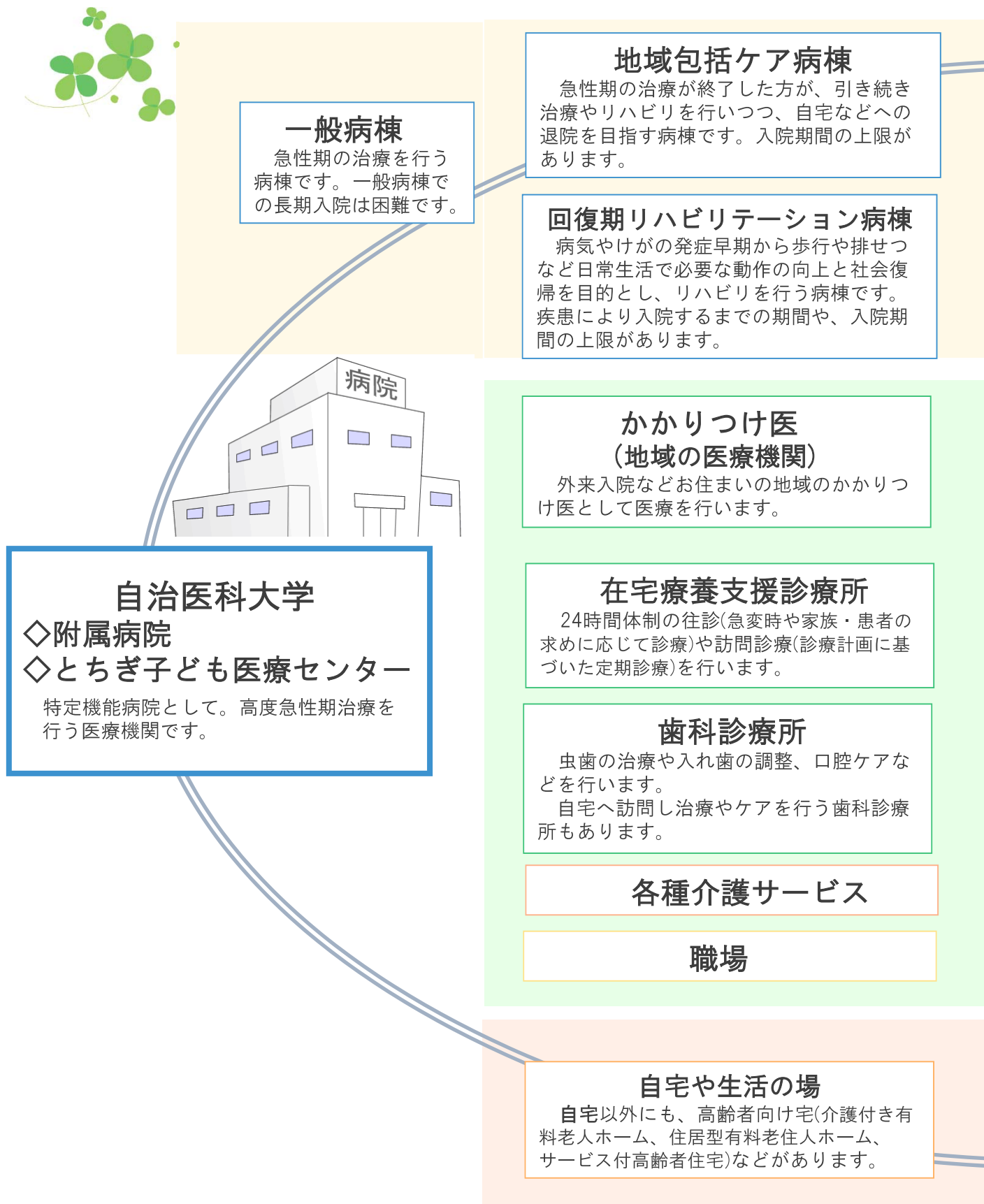


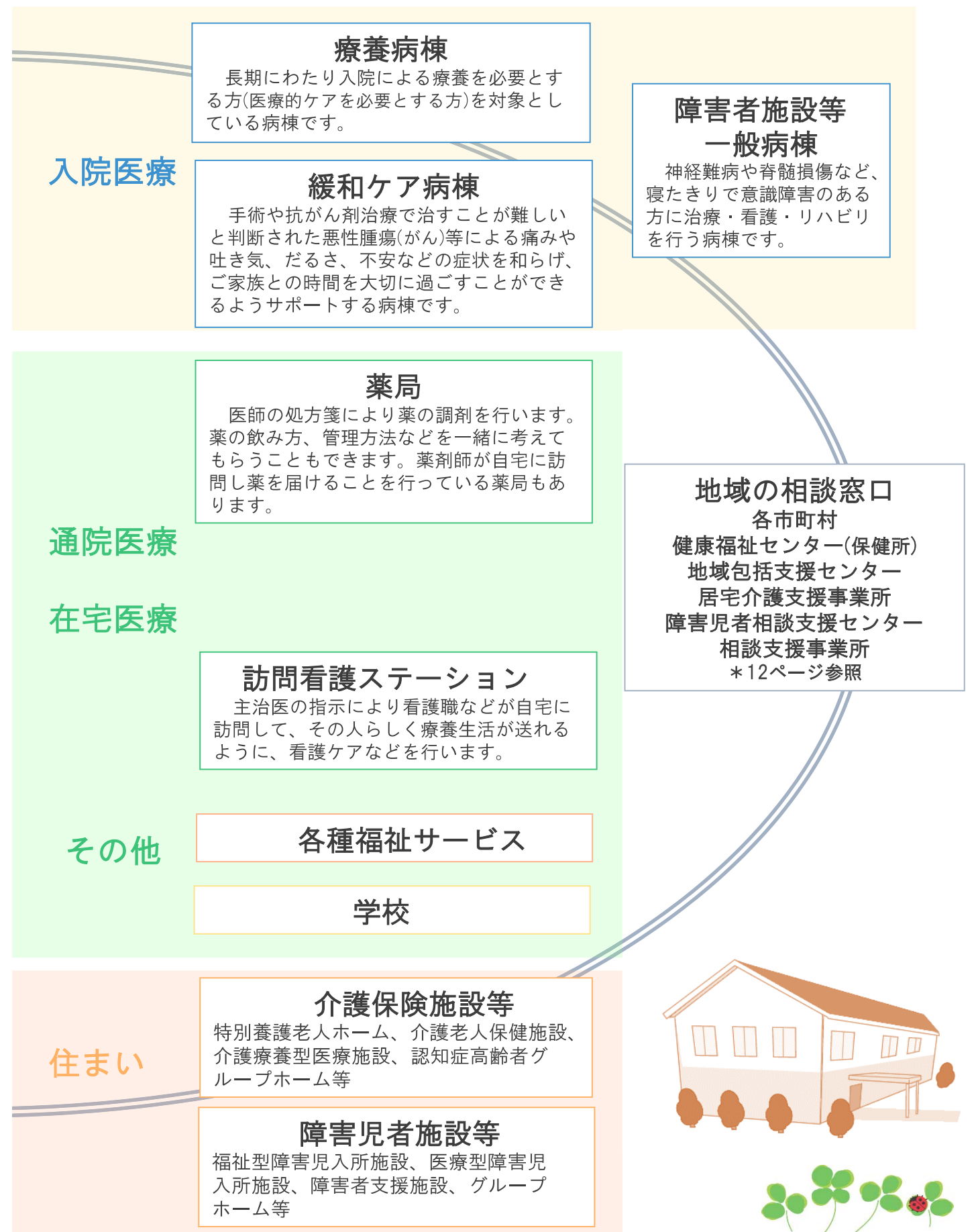
3. 多様な療養生活の選択

～暮らしを支える

ために～



* 国の方針により、病院機能や施設機能も多岐に分かれています。それぞれ病気や障害の状態、必要な治療内容などに応じて療養の目的や期間も異なってきます。



治療が困難になってきて、体力が低下してくると、よりさまざまなサポートが大切になります。

介護保険制度

要介護認定を受けた40歳以上の方が、介護サービス等を受けることができる制度です。

- * 所得や要介護度に応じた費用負担が設定されています。
- * 40～64歳までの方は特定疾病が原因となって介護を要する場合に申請が可能です。

手続き／お問合せ



各市町村の介護保険担当窓口
地域包括支援センター

障害者総合支援法

障害種別にかかわらず、障害支援区分を受けた方が、障害福祉サービス等を受けることができる制度です。

- * 所得に応じた費用負担が設定されています。
- * 障害児・者(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病等)の方が対象です。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

◇介護サービス・障害福祉サービスとは◇

訪問介護や訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、福祉用具の貸与・購入補助(電動ベッド等)、住宅改修など療養生活を送る上で便利なサービスが受けられます。

- * 制度を利用しなくても民間事業者から自費でサービスの提供を受けることができます。(配食サービス・家事代行・福祉用具レンタルなど)
- * 各市町村ごとに、独自の制度・サービスを設けていることもあります。
- * 施設入所や通所などのサービスも受けることができます。

◇障害のある方の手帳◇

◆身体障害者手帳◆

身体障害の種類・程度の基準に該当する障害が一年以上持続する方が申請できる制度です。

◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神疾患(てんかん、発達障害などを含みます)により、日常生活又は社会生活に支障がある方が申請できる制度です。

- * どちらも手続きには指定医の診断書が必要です。

◆療育手帳◆

知的機能に障害があり、日常生活に支障が生じている方が申請できる制度です。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

次のような地域の関係機関が利用できます。

各市町村

生活上のお問合せや各種手続きなど、まずはここへ。



◇在宅療養に関する様々な制度の相談など◇

地域包括支援センター

高齢者の生活や介護などの総合相談窓口です。権利擁護や成年後見制度の手続きや活用の支援、介護予防サービス計画の作成も行います。

障害児者相談支援センター

障害のある方や家族からの相談、情報提供、助言、サービス利用、権利擁護など自立した生活ができるよう包括的なサービスの提供を行います。

健康福祉センター(保健所)

母子保健や精神保健福祉、難病、感染症、HIVなど、保健や健康に関する多様な相談に対応する機関です。

難病相談支援センター

難病患者や家族などの療養上、生活上での悩みや不安などに対応する相談窓口として各都道府県に設けられています。

◇各種サービスの計画や調整◇

居宅介護支援事業所

介護支援専門員(ケアマネージャー)が介護保険申請代行・サービスの利用計画の作成・調整を行います。

指定相談支援事業所(指定特定・指定障害児)

障害福祉サービスを利用するために「サービス等利用計画(案)」の作成や障害に関する相談に対応します。

ピア・サポートってなに？

同じ疾患、障害、悩みなどを抱える人たち「仲間=Peer(ピア)」が互いに体験談を語り合い、支え合うことをピア・サポートといいます。がんや難病などさまざまな疾患においてこの活動が広がっています。

当院情報コーナー(患者サポートセンター内)にパンフレットなどの掲示や配布があります。是非ご利用ください。

Topic

